

# 白川町商工会だより

4月号(第337号)

令和6年4月8日発行

白川町商工会

TEL: 0574-72-1205

FAX: 0574-72-2405

## ◎小規模事業者パワーアップ応援補助金のお知らせ!

### ◆補助対象者

岐阜県内に主たる事務所を有する小規模事業者  
(過去、県版持続化補助金において採択された事業者も申請可)

### ◆補助金目的

事業転換や事業規模拡大など、売り上げ増加又は利益増加につながる企業力の強化・向上(底上げ・パワーアップ)に向けて、意欲的に取り組む小規模事業者を強力に後押しすることで、各事業者が安定的な売り上げを確保し、将来的に自走できる十分な企業力をつけることを促進する。

### ◆補助対象事業

・事業転換や事業規模拡大など、**売上増加又は利益増加につながる企業力強化**に向けて意欲的に取り組む事業

### ◆補助率:一般枠1/2以内 賃上げ枠2/3以内 ◆補助上限額:250万円(下限額50万円)

・県内事業者への賃上げ支援を強化するため、賃上げを実施した事業者の補助率を引き上げる。

### ◆募集期間:令和6年4月10日(水)~5月10日(金) ※当日消印有効

### ◆採択時期:令和6年6月中旬~7月上旬(予定)

### ◆実施期間:交付決定日~令和6年12月31日(火)

### ◆実績報告:令和7年1月10日(金) ※当日消印有効

### ◆補助対象経費

売り上げ・利益増加につながる事業に要する経費

### ◆申込方法 :補助金申請書に必要書類を添付し、**令和6年5月10日(金)**までに白川町商工会へご提出ください。

※ 白川町商工会での事業支援確認書の作成・交付が必要になりますので、お早めに申請ください。

## ◎ 永年勤続従業員表彰の申し込みの受付について

商工会では、会員事業所で永年にわたり勤務され、事業所の繁栄と地域経済の発展を支えてこられた従業員の功労を称える永年勤続表彰を毎年商工会の通常総代会にて実施しています。

令和6年度の表彰申し込み受付を下記の通り行います。

従業員の福利厚生として本事業を是非ご活用ください。

表彰を希望される事業所は、同封した「被表彰者推薦書」を期限までに商工会へご提出ください。

### 1. 表彰対象従業員

男性・・・勤続年数 **10年、15年、20年、25年**（以後5年間隔）

女性・・・勤続年数 **5年、8年、10年、15年**（以後5年間隔）

※ 上記の年数に該当し、事業所より推薦のあった従業員

### 2. 推薦書

同封した「被表彰者推薦書」に必要事項を記入の上、ご提出ください。

推薦書が必要な方は事務局へお問い合わせください。

### 3. 提出先 白川町商工会（FAX:72-2405）

### 4. 事業所負担金

1名当たり**2,500円**（5,000円分の地域振興券を記念品として贈呈します。）

### 5. 申込期限 **令和6年 4月 24日（水）**

## ◎ 中小企業退職金共済制度に係る新規加入掛金助成・掛金月額

### 変更掛金助成について

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、昭和34年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

中退共制度をご利用になれば、**安全・確実・有利**で、管理が簡単な退職金制度が手軽に作れます。

ご加入頂いた事業所には、下記の助成制度が適用されています。

#### ●新規加入助成

新しく中退共制度に加入する事業主に

1. 掛金月額の**2分の1（従業員ごと上限 5,000円）**を加入後**4か月目から1年間**、国が助成します。

2. パートタイマー等短時間労働者の特例掛金月額（掛金月額 4,000円以下）加入者については、

1. に次の額を上乗せして助成します。

掛金月額 2,000円の場合は 300円、3,000円の場合は 400円、4,000円の場合は 500円

#### ●月額変更助成

掛金月額が 18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、**増額分の3分の1**を増額月**から1年間**、国が助成します。

20,000円以上の掛金月額からの増額は助成の対象になりません。

（問い合わせ先）

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL:03-6907-1234

## ◎ 移動商工会（4月）のお知らせ！

4月の移動商工会の日程は次のとおりです。  
職員が滞在していますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください。

相談実施日	時間	開催場所
4月23日（火）	午後1時～午後4時	佐見ふれあいセンター
4月24日（水）	午後1時～午後4時	黒川ふれあいセンター

## ◎ 白川町フェア開催のお知らせ！

令和6年4月3日（水）から4月26日（金）まで、OKBふれあい会館14階展望レストラン（KOUZOGIFU）にて、白川町の食をテーマにした「白川町フェア」が開催されます。

白川茶・丸ごとトマトのキーマカレーなど、  
白川町の特産品を活用したメニューを  
食べる事ができます。  
岐阜市へお出かけの際は、是非お立ち寄り  
ください。

〒500-8384  
岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号  
OKBふれあい会館14階展望レストラン  
TEL:058-213-7785



## ◎ 労働保険の手続きはお済みですか？

「正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず1人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険の成立手続きを行う義務があります。

『労働保険』とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。

『労災保険』は、労働者が業務や通勤が原因で負傷した場合、または、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族のために給付される制度です。

『雇用保険』は、労働者が失業した場合や働き続ける事が困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付される制度です。

**加入手続きを行っていない事業主の方は、早めに手続きをお願いします。**

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室（TEL:058-245-8115）または最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・白川町商工会へお問い合わせください。

# 令和6年3月分からの健康保険料率変更のお知らせ！

## 岐阜支部の 健康保険料率は変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで  
給与・賞与の

令和6年3月分(4月納付分)から  
給与・賞与の

**9.80%** ▶ **9.91%**

## 介護保険料率も変更となります

令和6年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和6年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

**1.82%** ▶ **1.60%**

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に  
全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率について  
特設サイトはこちら



# 令和6年度の雇用保険料率のお知らせ！

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。  
(令和5年度と同率です。)

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 6/1,000 です。  
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1,000 です。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)も、引き続き 3.5/1,000 です。  
(建設の事業は 4.5/1,000 です。)

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する  
事業については一般の事業の率が適用されます。